

評価シート

No.

2

事業所管

保健福祉局障害保健福祉推進室

1 事業名	京都市重度障害者等就労支援特別事業
2 事業期間	令和3年9月 ～
[3 事業実施に至る経過・背景など]	
(1) 障害者総合支援法に基づくサービス（常時介護を要する人へのヘルパー派遣や外出支援等を行う重度訪問介護等）については、経済活動（就労）中の支援が認められていないことから、障害のある方の通勤や就労の際に必要な介助等の支援の在り方が重要な課題となっていた。 (2) このことから、令和2年10月に、国において、重度障害がある方等の文書の朗読・作成、PC機器の操作・入力等の業務を遂行するに必要な介助に係る費用については、国が雇用政策として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「JEED」という。）を通じて助成し、喀痰吸引や体位の変換等、就労を継続するうえで必要不可欠な福祉的な支援に係る費用については、福祉事業として自治体が助成する制度が新たに創設された。 (3) 本市においては、新たな制度を利用し、重度障害がある方等の就労支援を図るため、他都市の実施状況を踏まえながら、事業設計について様々に検討を行い、令和3年9月からの事業開始に至った。	
[4 事業概要]	
重度障害のある方等の通勤や職場等での経済活動（就労）を支援するために、当該対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援（喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等）の障害福祉サービスに相当する費用の助成を行い、重度障害のある方等の就労を支援する。 (1) 対象者 本市内に居住し、重度訪問介護、行動援護又は同行援護の支給決定を受けており、民間企業に雇用されている方及び自営業者 (2) 支援対象費用 JEEDの納付金制度に基づく助成制度を活用しても支障が残る場合等で、当該対象者が就労を継続するうえで必要不可欠な支援 ※ 被雇用者が支援を申請する場合、就労内容等を記載する支援計画書を事前にJEEDの確認をとる取扱いをされているため、利用者にとって煩雑かつ時間がかかる手続きが生じる。 ① 職場等における支援 喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守り等の支援に係る費用 ② 通勤支援 被雇用者及び自営業者の通勤に要する費用（※） ※ ただし、被雇用者については、納付金制度における支援対象期間が3箇月間のため、4箇月目以降の支援に係る費用 (3) 補助金 補助率 国1／2、京都府1／4	

〔5 令和3年度及び令和4年度の実績及び効果〕

(1) 令和3年度の実績及び効果

①支給決定者数

7名（被雇用者3名、自営業者4名）

②実績と課題

ア 当事業については、国において事業が創設されてから間もないことから、全国的にもほとんど実施事例がなく、事業設計に時間を要したため、令和3年9月事業開始となった。

イ また、本事業の申請に当たっては、就労内容等を記載する支援計画書の提出が必要になるが、被雇用者については、当該計画書を事前にJ E E Dの確認をとる取扱いとされている等、制度上、利用者にとって煩雑かつ時間がかかる手続きが生じる。そのため、利用希望を聞いた時期から支給決定をするまでに一定の時間を要し、中には令和3年度中の支給決定に至らなかった利用者もいた。

ウ 本来、障害のある方の就労に必要な支援は、雇用施策と福祉施策に分けて実施されるのではなく、国において雇用施策として一体的に取り入れるべきだと考える。

エ 令和3年度中支給決定に至った7名についても、新型コロナウイルス感染症の拡大による勤務控えや自身の体調不良等により、利用時間数が想定よりも少なくなったため、サービス提供に係る部分の経費に不用が生じる結果となった。

(2) 令和4年度の実績及び効果

①支給決定者数 ※令和4年9月末現在

12名（被雇用者8名、自営業者4名）

②取組

ア 利用者にとって煩雑かつ時間のかかる手続きを、専門的な知識を持つ職員が支援することで利用の促進を図るため、日常的に障害のある方や企業からの相談対応を行っている就業・生活支援センターに当事業の申請に至るまでの相談窓口を委託した。

イ 利用上の課題や事業ニーズの把握のため、支給決定者に対し、制度利用に関するアンケート調査を実施した。

ウ 利用者が支援を必要とする時間帯や頻度によっては、事業所探しが難航し、本事業の利用に繋がりにくいという課題に対し、アンケート結果や障害福祉サービス報酬の改定を踏まえ、本事業の活用促進に向けた取組として、ヘルパー事業所へ支払う報酬単価の見直しや「早朝・夜間加算」の設定を行った。

エ さらに、本事業を利用しようとする方や企業等に向け、事業内容はもとより、利用についての具体的なイメージを持っていただけるよう、利用者の声や支援事例を掲載した事例集を作成する予定である。

6 予算及び決算

(千円)

令和3年度予算	令和3年度決算	令和4年度予算	R4予算-R3決算
事業費 5,000 【財源内訳】 特定財源 3,300 [国庫補助金 2,500] [府補助金 800] 一般財源 1,700 【内訳】 サービス提供に係る経費 4,950 相談支援従事者等への報酬 50	事業費 995 【財源内訳】 特定財源 745 [国庫補助金 497] [府補助金 248] 一般財源 250 【内訳】 サービス提供に係る経費 947 相談支援従事者等への報酬 48	事業費 43,550 【財源内訳】 特定財源 32,662 [国庫補助金 21,775] [府補助金 10,887] 一般財源 10,888 【内訳】 サービス提供に係る経費 42,970 相談支援従事者等への報酬 180 委託料 400 (事前相談・支援計画書の作成支援業務)	42,555 31,917 10,638 <備考> ※令和3年度予算は補正増減・流用等を含む(予算現額) ※令和4年度予算は当初予算

7 R3決算の不用理由 (10%以上)

- (1) 統計等から20人程度の利用者を見込んでいたが、実際の利用希望者は令和4年2月時点で12人となった。
- (2) 利用希望者のうち、就労時間帯にヘルパー事業所が見つからない、自身の働き方と支援内容が合致しない等の理由により利用を断念した者がいた。
- (3) 利用希望者のうち7名は支給決定に至ったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による勤務控えや自身の体調不良等により、利用時間数が想定よりも少なくなった。
- (4) 事業開始初年度であったため、利用にあたって必要な支援計画書の作成や納付金制度の実施元であるJ E E Dとの調整等、申請前のプロセスに時間を要し、利用希望は令和3年度中にあったが、翌年度の支給決定となった者が複数生じた。

8 R3決算とR4予算の乖離理由 (±10%以上)

- (1) 当事業は令和3年9月から実施されたため、R4予算編成時期には当事業の実績がほとんどなく、R3予算とほぼ同等の積算となっている。
- (2) 利用者数についてはR3年度中に支給決定を見込んでいた12名と、新たに11名を加えた計23名を見込んだ。

[9 役割分担評価]

公共性	公益性	☐ より多くの市民に提供されるサービス (共同消費性) ☒ 特定の個人または集団に提供されるサービス (個人消費性)
	必需性	☒ 日常生活に必要不可欠なサービス (必需) ☐ 日常生活に必要不可欠でないサービス (選択)
実施主体の妥当性	政策性	☐ 政策的意思決定を必要とするサービス (政策的) ☒ 経常業務の度合いが高いサービス (経常的)
	行政専門性	☒ 行政上の専門知識を必要とするサービス (行政専門性) ☐ 行政上の専門知識を必要としないサービス (一般専門性)

2	事業名	京都市重度障害者等就労支援特別事業
10	令和5年度の方向性	現状のまま継続
[11 方向性の考え方（事務事業評価を踏まえて記載）] 現利用者及び就労を検討されている障害がある方の就労を更に推進するため、引き続き事業を実施していく。 （１）予算設定について ①利用者の希望時間数と、実際に支援を要した時間の実績との差があったことから、利用者数と希望時間数の事業費のみでの積算ではなく、R4年度の利用実績（支援を要した時間数）を乗じることで、具体的な金額を算出し、予算を設定する。 ②目標利用者数については、現利用者に加え、相談実績がある者とするなど、実情に応じた具体的な人数を設定する。 （２）利用促進に向けた取組について ①利用者へのアンケート調査の実施結果を踏まえ、事業課題や改善点等を丁寧に把握し、事業を利用するうえでの支障事由を可能な限り解消していく。 ②就職を考えるようになる高校生や大学生に対してのアピールのため、総合支援学校への改めの周知や大学の障害学生支援室等との連携による事業説明等を実施する。 ③重度障害者への相談支援を行っている、障害者地域生活支援センターや指定特定相談支援事業所に対しても、改めて事業説明を行い、支援が必要な方に事業を活用していただけるよう、引き続き情報提供に努めていく。		
[12 参考（他都市の状況・事業効果、考慮すべき特殊事情など）] （他都市の状況）※R4年8月時点 ・本事業を実施している政令指定都市は、本市を含めて14都市であるが、その半数は実績がなく、本市は、大阪市に次いで利用者が多い状況にある。		

新たな就労サポートを実施！



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市重度障害者等就労支援特別事業

京都市では、重度障害者等就労支援特別事業を開始し、重度障害のある方の就労をサポートします（申請者別の手続の流れ等の簡単なイメージ図は、別紙Ⅰを御参照ください。）。

対 象 者

以下の要件に全て該当される方

○重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方

○民間企業で雇用されている方（※1）、又は自営業（※2）の方で通勤や職場における支援が必要な方

○1週間の所定労働時間が10時間以上の方（今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方も含む。）

○京都市に居住している方（就労場所は本市内に限定しません。）

※1 就労継続支援A型事業所の利用者は除きます。

※2 雇用に属さない有償の働き方を指し、法人の代表者・役員等を含みます（国家公務員、地方公務員等の公務部門で雇用される人その他これに準ずる人を除きます。）。

企業に雇用されている方の場合

民間企業が、重度障害のある方等を雇用するにあたり、「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金を活用して職場介助者や通勤援助者を委嘱しても、さらに支援を必要とする場合に、障害福祉サービス（重度訪問介護、同行援護又は行動援護）と同等の支援を行います。

	JEEDの助成金を活用	本事業で支援
通 勤 支 援	各年度3箇月まで	各年度4箇月目以降
職場等における業務介助（※3）	○	—（助成金で対応）
職場等における業務外の福祉的支援（※4）	×（助成金の対象外）	○

支援の内容

※3 職場等における業務介助（JEEDの助成金を活用）

文書の朗読・作成、機器操作、入力作業、業務上外出の付添い等

- ・ 文書の朗読、作成・機器の操作、入力作業・業務上の外出の付添い等の高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）が認める業務上の支援は、JEEDが実施する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（以下「助成金」）を活用していただくことができます。
- ・ 助成金の受給には要件及び審査があり、障害者を雇用する事業主がJEEDに対し、助成金の申請手続を行う必要があります。

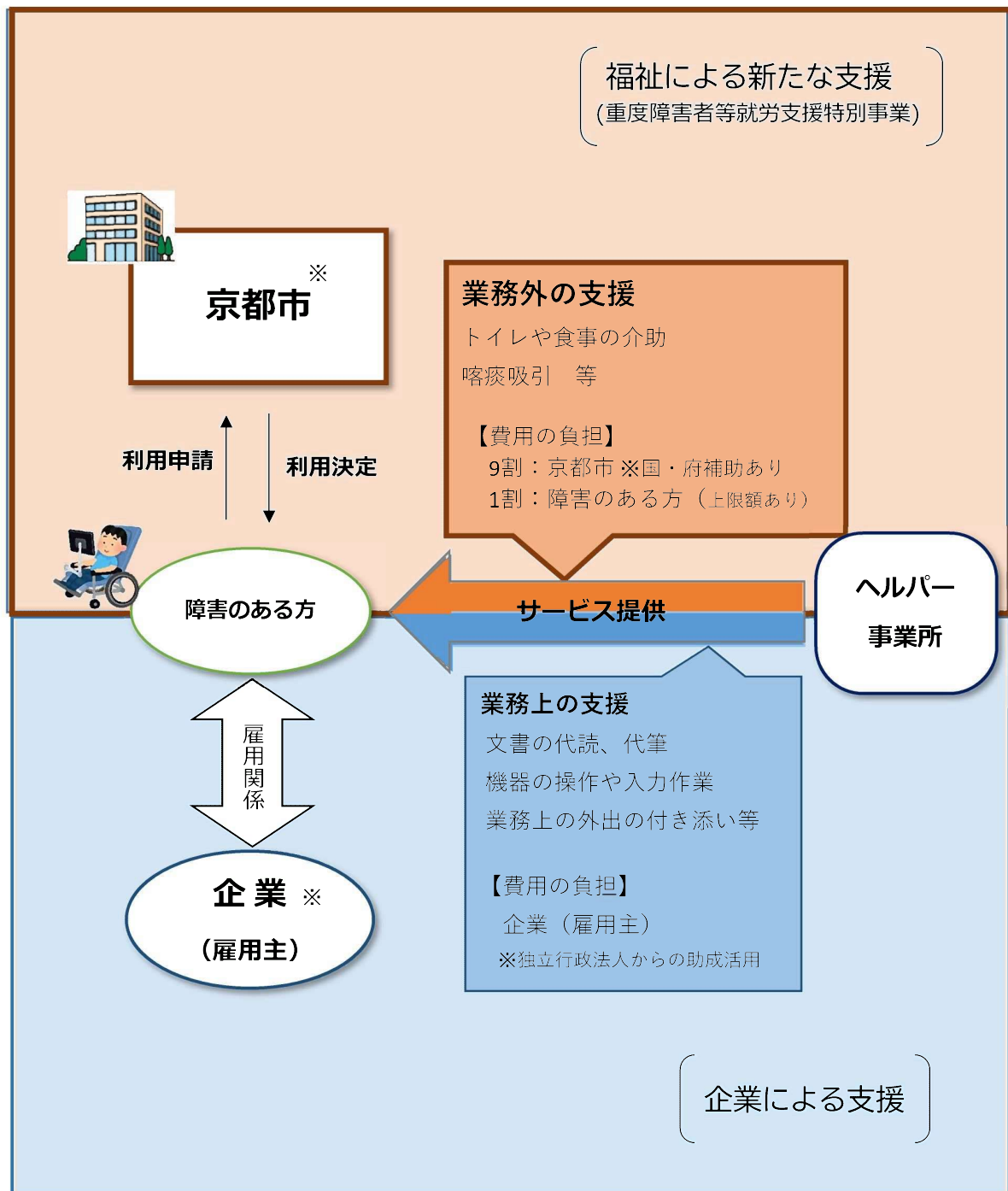
※4 職場等における業務外の福祉的支援（本事業で支援）

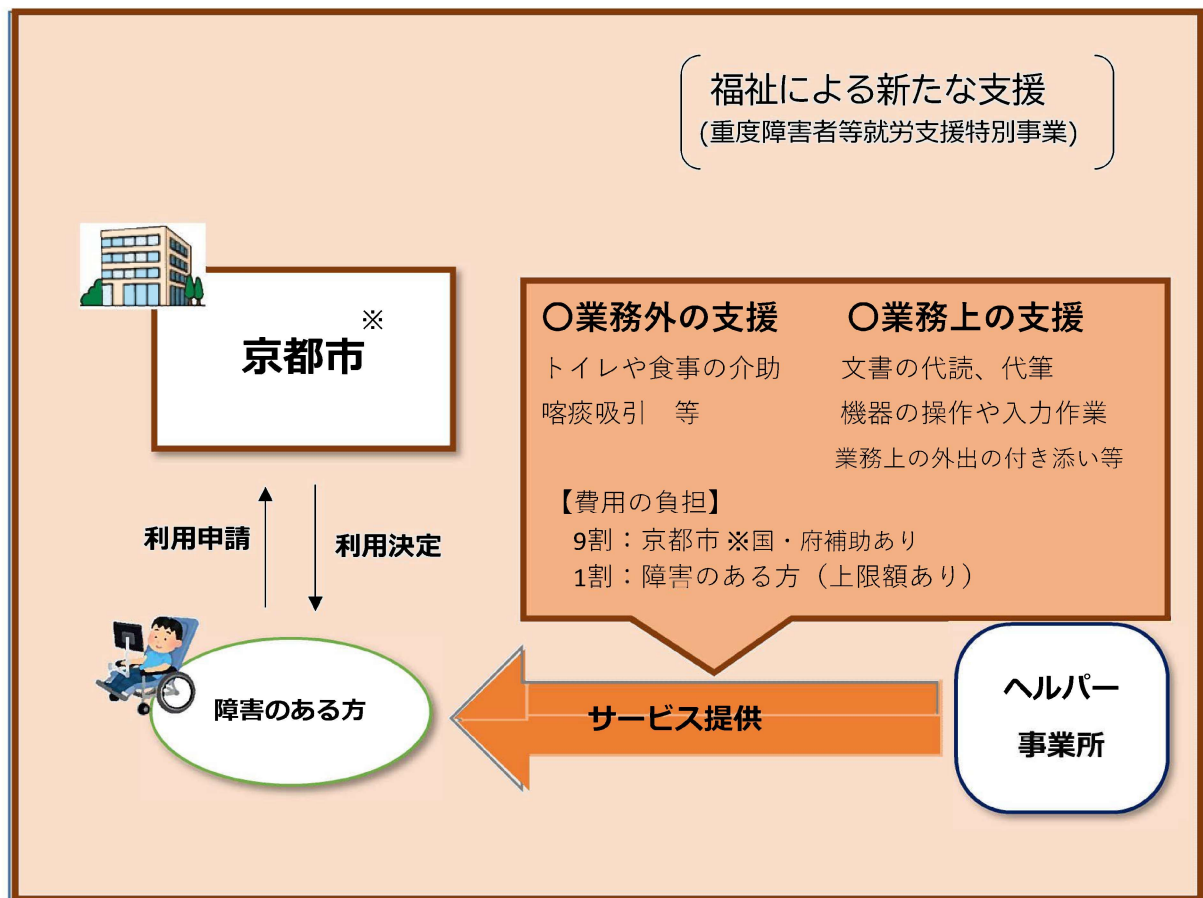
喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等

	自営業の方の場合 重度障害者等が自営業者等として働く場合、JEEDの助成金の対象とならないため、1 箇月目から本事業単独で支援を行います。 <table><tr><td></td><td>助成金を活用</td><td>本事業で支援</td></tr><tr><td>通勤支援（就労中の外出を含む）</td><td rowspan="3"></td><td>○</td></tr><tr><td>職場等における業務介助</td><td>○</td></tr><tr><td>職場等における業務外の福祉的支援</td><td>○</td></tr></table>		助成金を活用	本事業で支援	通勤支援（就労中の外出を含む）		○	職場等における業務介助	○	職場等における業務外の福祉的支援	○
	助成金を活用	本事業で支援									
通勤支援（就労中の外出を含む）		○									
職場等における業務介助		○									
職場等における業務外の福祉的支援		○									
サービス提供事業者	サービス提供（ヘルパーの派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護または行動援護を行っている指定障害福祉サービスを行う事業者となります。										
支給量上限 (1箇月当たりの上限)	・重度訪問介護の支給決定を受けている方 ：120時間 ・同行援護・行動援護の支給決定を受けている方 ：80時間										
利用者の負担	サービス利用に要した費用の1割 （重度訪問介護等と同じ上限額の設定。なお、市民税非課税世帯の方の利用負担はありません。下表を御参照ください。） <table><tr><td>対象</td><td>月額負担上限額</td></tr><tr><td>生活保護受給世帯</td><td>利用者負担なし（0円）</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>利用者負担なし（0円）</td></tr><tr><td>市民税課税世帯（所得割16万円未満）</td><td>1割負担（9,300円）</td></tr><tr><td>市民税課税世帯（所得割16万円以上）</td><td>1割負担（37,200円）</td></tr></table>	対象	月額負担上限額	生活保護受給世帯	利用者負担なし（0円）	市民税非課税世帯	利用者負担なし（0円）	市民税課税世帯（所得割16万円未満）	1割負担（9,300円）	市民税課税世帯（所得割16万円以上）	1割負担（37,200円）
対象	月額負担上限額										
生活保護受給世帯	利用者負担なし（0円）										
市民税非課税世帯	利用者負担なし（0円）										
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	1割負担（9,300円）										
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	1割負担（37,200円）										
申請	随時受付（申請者別の手続の流れ等の詳細は、別紙2を御参照ください。） ※通勤や職場等における支援対象範囲を明確にした「支援計画書」の作成が必要となります。										
相談先	○本事業全般の御相談（申請から事業開始までの流れ、具体的な手続方法等） 本事業の支援を具体的に受けるための「支援計画書」についての御相談 京都障害者就業・生活支援センター 電話 702-3725 ○助成金の御相談・申請先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）京都支部 電話 951-7481 ○本事業の申請先 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 電話 222-4161										

発行：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（令和3年8月発行）

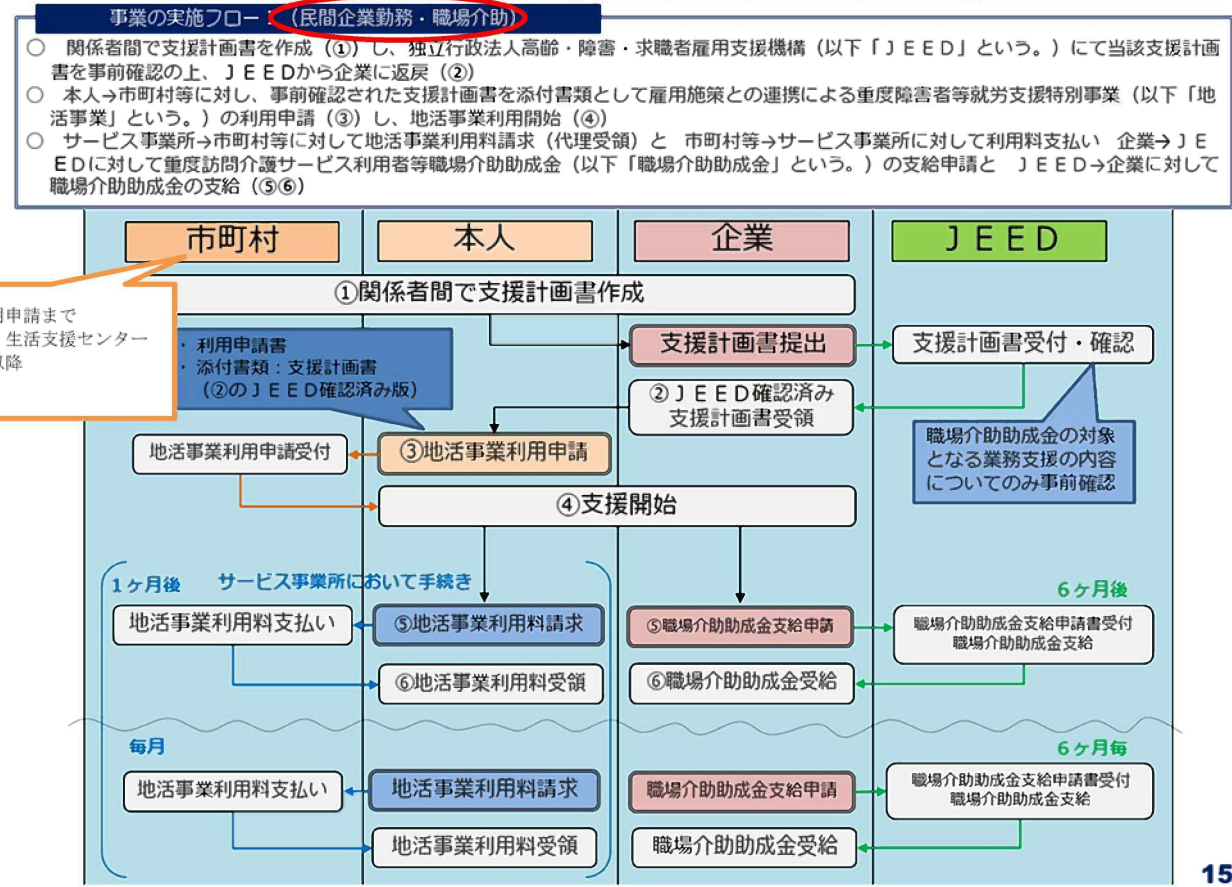
京都市印刷物 第034408号



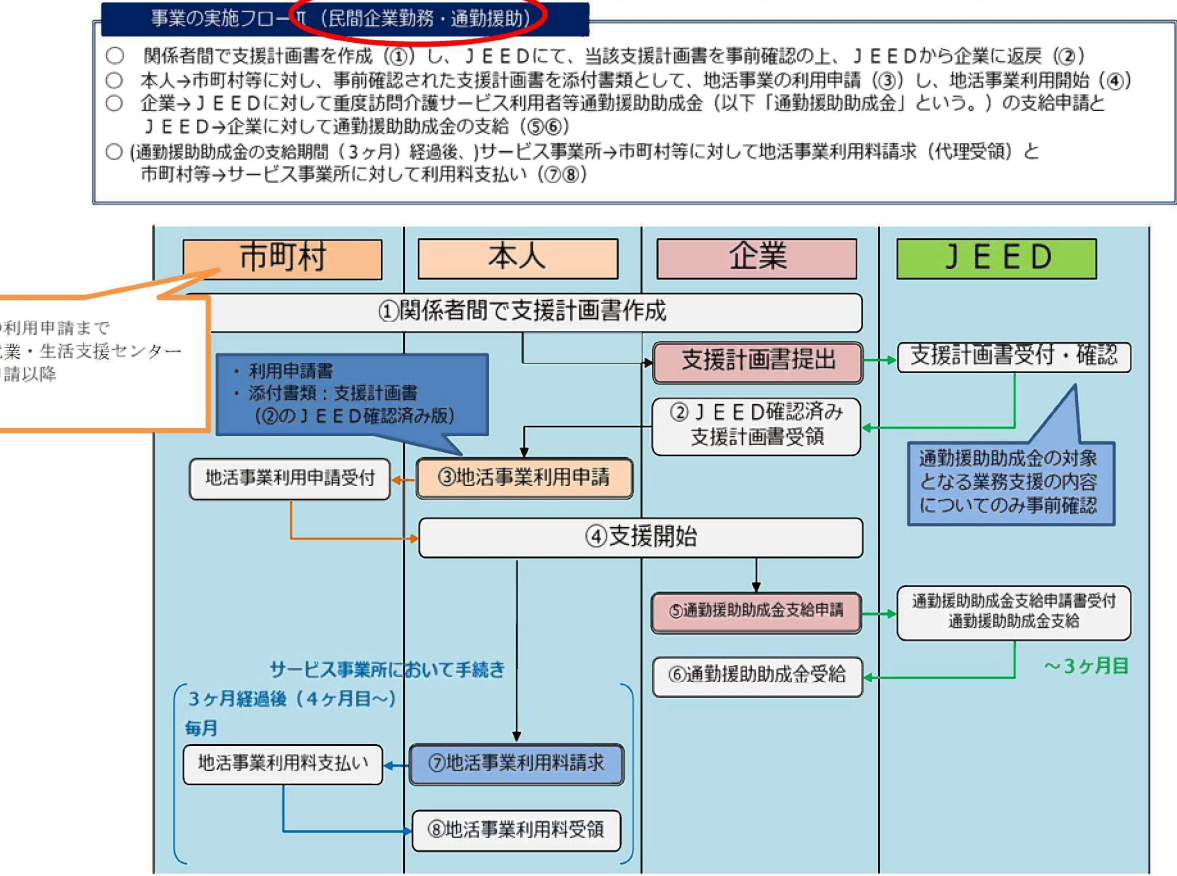


【手続の流れ】

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ①



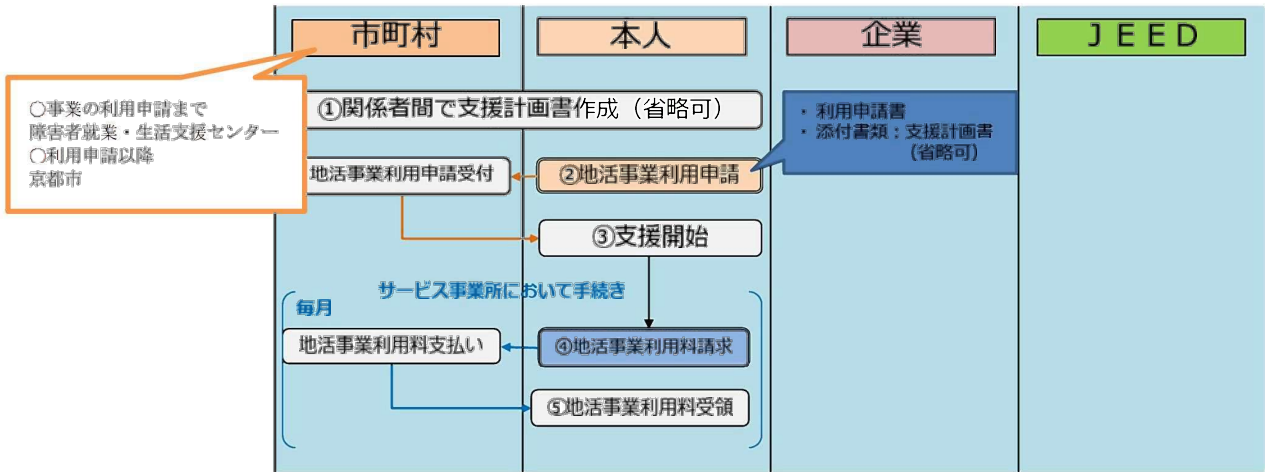
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ②



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業等の流れ③

事業の実施フローⅢ
(自営業者等)

- 関係者間で支援計画書を作成（①） ※自営業者等については支援計画書を作成しなくても差し支えない
- 本人→市町村等に対し、地活事業の利用申請（②）（支援計画書がある場合は添付書類として添付）し、地活事業利用開始（③）
- サービス事業所→市町村等に対して地活事業利用料請求（代理受領）と市町村等→サービス事業所に対して利用料支払い（④⑤）



出典：厚生労働省「重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について説明資料」